



2024年11月1日

各 位

会社名 スズデン株式会社
代表者 代表取締役会長兼社長 鈴木 敏雄
(コード：7480)
問合せ先 執行役員経営企画部門担当 中野 諭
電話番号 03-6910-6801

業績連動型株式報酬制度への追加拠出に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2024年11月18日(月)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式140,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金1,787円
(4) 処 分 総 額	250,180,000円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2016年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）を導入し、2021年6月25日開催の定時株主総会において、本制度の継続について改めてご承認をいただき、2024年6月24日開催の定時株主総会において、本制度の改定についてご承認いただいております（本制度の概要につきましては、2024年5月22日付「業績連動型株式報酬制度改定に関するお知らせ」をご参照下さい）。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間中に当社の取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2025年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度分）であり、2024年9月30日現在の発行済株式総数14,652,600株に対し0.96%（2024年9月30日現在の総議決権個数140,929個に対する割合0.99%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となりますが、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。

また、当社としては、本自己株式処分は取締役等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、当社の企業価値向上に繋がるものと考えています。

以上のことにより、流通市場への影響は軽微であり、株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日 2024年11月18日

追加信託金額 190,180,000円(注)

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 140,000株

株式の取得日 2024年11月18日

株式取得方法 当社の自己株式処分(本自己株式処分)を引き受ける方法により取得

(注) 本信託は、追加信託金額(190,180,000円)及び信託財産に属する金銭(60,000,000円)の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,787円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

処分価額1,787円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均1,815円(円未満切捨)に対して98.46%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均1,841円(円未満切捨)に対して97.07%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均1,879円(円未満切捨)に対して95.10%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上